

## 交渉（全労働省労働組合神奈川支部）議事概要（平成 23 年 11 月 30 日）

神奈川労働局長（当局）は、平成 23 年 11 月 30 日（水）、全労働省労働組合神奈川支部長（全労働）と職員の処遇改善に係る交渉を行った。  
この交渉の概要は以下のとおりである。

### 【全労働】

- 1 定員削減や新規採用抑制による行政サービスの低下を防ぐため、労働者・国民の期待に応える労働行政体制の確立を求めます。
- 2 職員が蓄積してきた専門性を今後も発揮し得るような人事制度の運用を求めるます。
- 3 超過勤務の縮減対策を着実に進めていくことを求めます。
- 4 非常勤職員の労働条件改善について、その実現を求めます。

### 【当局】

- 1 労働行政体制の確保は極めて重要な課題であると認識しており、神奈川局の実情を繰り返し訴えていくとともに、欠員の確実な補充や業務簡素化、非常勤職員の確保などを一層進めてまいりたい。
- 2 労働基準行政、職業安定行政、雇用均等行政の重要性は今後も変わることなく、その専門性等の向上を図っていかなければならないと考えているところであり、専門性の維持、向上を図るために職員の養成や配置について、本省の考え方や当局における人員配置等を総合的に考慮した上で、適切に対応してまいりたい。
- 3 監督署、安定所ともに、業務量が増大するとともに、質的にも複雑・困難の度合いが高まっている中で、健康管理のため、年次休暇・夏季休暇の取得や超過勤務の縮減は重要な課題であると認識している。このため、年次休暇の計画的な取得や定時退庁日における定時退庁の徹底、業務簡素化などを行うことにより、超過勤務縮減対策を着実に進めてまいりたい。
- 4 非常勤職員は、常勤職員とともに第一線の業務を支えていただいているところであり、その処遇改善については、今後においても本省に対して要望してまいりたい。